

## 電子処方箋の活用・普及促進事業補助金 Q&A

Q 1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 1 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q 2 受付期間はいつですか？

A 2 県への受付期間は令和 6 年 9 月 13 日（金）から令和 7 年 2 月 28 日（金）※までです。（※令和 6 年 12 月 27 日（金）から延長となりました。）

なお、県への補助金申請は、電子処方箋の導入及び国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金交付決定が前提となります。

Q 3 昨年、電子処方箋を導入し、既に運用を開始しています。県の補助金は申請できますか？

A 3 既に電子処方箋を導入し、国の補助金交付決定を受けた施設であれば、申請可能です。（国の補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありません。）

Q 4 3つの区分のうち、どの区分で申請すればよいですか？

A 4 国（社会保険診療報酬支払基金）あて申請区分にあわせてください。

【例】①令和 5 年度に初期導入を行い国の補助金交付決定を受け、さらに令和 6 年度に新機能を追加、国の補助金交付決定を受けた。

→申請区分（1）及び（2）

②令和 6 年度に初期導入及び新機能追加を同時に行い、国の補助金交付決定を受けた。

→申請区分（3）

なお、新機能とは「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋 ID 検索」「調剤結果 ID 検索」に関する機

能を指します。

また、申請は1施設につき申請区分ごとに1回に限るものとし、同じ区分で複数回補助を受けることはできませんのでご注意ください。

Q 5 国補助金と県補助金を両方申請することは可能ですか。

A 5 可能です。

ただし、同時には申請することはできません。県補助金の交付対象は、ICT 基金の交付決定を受けた施設に限りますので、ICT 基金の交付決定後に申請をお願いします。

Q 6 「県の指示する電子処方箋啓発に関する取組」とは、どのようなものですか？

A 6 県の補助金交付決定通知にあわせてお知らせする予定ですが、施設へのポスター掲示やアンケート調査への回答などを想定しています。